



幹本
申2号

「JR 東労組新幹線協議会」第4回定期委員会」発言等に基づく申し入れ」について、団体交渉を行う！その1

1. 設備職場において、安全のレベルアップと技術力向上のため、職場間異動や同一職場内のテーブル異動は、本人希望を尊重するとともに、業務における知識と技術力が定着してから行なうこと。

(組合)設備 21 での7年で一人前の考え方に変わりはないか。

(会社)基本的には 7 年で一人前である。しかし本人がどのようなステップアップするのかを面談、コミュニケーションの中で成長、希望を聞いていく。

(組合)北上新幹線保線技術センターで発生した問題は重く受け止めている。個々の成長具合やキャリアプラン、その他個人の条件面も含めコミュニケーションは今後も十分にとって頂きたい。また個人の業務課題、改善の報告がレベルアップしている。一生懸命苦勞しながらやっていることを理解していただきたい。求められている課題を提出して、指導を受けて、修正しなければならない。そのようなことが負担になっている現実もある。

(会社)具体的に悩んでいるところや、スケジュールについても本人に寄り添っていく。

2. 個人に貸与しているパソコンは、経年劣化で動作が遅くなり業務に支障をきたしているため、現状を把握するとともに定期的な交換を行なうこと。

(会社)5 年に一度程度交換しているのが現状。適宜対応交換していく。しかし不具合や不都合があった場合は申告してほしい。また業務に支障が起きていると考える場合でも申告してほしい。

(組合)なぜパソコン動作が遅くなるのかの要因と対策も必要ではないか。

(会社)原因は様々あり、状況を見ながら対応する。

3. 現業機関において、個人貸与のタブレットの取扱い方法及び労働時間管理を適正に行うこと。

(組合)業務用タブレットの取り扱いについて、業務に関することは労働時間で取扱うことで良いか。

(会社)業務指示がある中で行う、業務に関する作業は労働時間である。

(会社)新 JINJRE の設定に関しては労働時間内または手待ち時間も可能とした。また、乗務員は導入に伴う動画視聴は超勤対応とした。新 JINJRE の設定は主に年休申請に関わるものであるため、労働時間内または手待ち時間も可能とした。

(組合)設定するために動画を視聴した。ならば年休申請をするための設定なので同様に超勤扱いではないか。会社と組合の認識にズレがあるので継続議論とする。またタブレットの設定や扱いに関しての労働時間の扱いについては今後も疑問点について議論していく。

(組合)タブレットを自宅に持ち帰る判断は個人で良いか。

(会社)持帰るかどうかの指示は会社として考えていない。個人の裁量である。